

# 令和6年分 税の申告

**時間** 午前の部 午前8時45分～11時  
午後の部 午後1時～4時

**期間**

2月5日(水)～3月17日(月)

(土日祝日を除く)

市役所で申告が必要と思われる方に、1月下旬に案内を送付しています。案内が届かない方でも、下のフローチャートを参考に、申告が必要な場合は期間内にお越しください。

なお、所得税の確定申告は、スマホから24時間いつでもできます。

**会場** 白河地域 本庁舎5階 正庁  
※駐車台数に限りがあります。駐車できない場合は、市立図書館駐車場をご利用ください。  
表郷地域 表郷庁舎3階 第4会議室  
大信地域 大信庁舎2階会議室(大信保健センター)  
東地域 東農業技術センター(東庁舎隣り)  
☎税務課市民税係 ☎285506  
各庁舎地域振興課  
表郷 ☎22111 / 大信 ☎462111 / 東 ☎342112

**申告に必要なもの** ⇒▶共通 ▶収入関係 ▶控除関係から、該当するものを確認しましょう。



## ▶共通

- 個人番号(マイナンバー) 確認書類
- 身元確認書類  
※申告書にマイナンバーの記載と、身元確認書類(運転免許証・保険証など)の提示が必要となります。
- 例①  
マイナンバーカード
- 例②  
マイナンバー通知カード+運転免許証などの身元確認書類
- 本人の口座番号が分かるもの(通帳など)
- 扶養親族の個人番号(マイナンバー) 確認書類
- 税務署からの確定申告に関するお知らせ(通知書含む) ※送付があった方のみ

## ▶収入関係

- 令和6年分の源泉徴収票(給与・年金収入の方)
- 令和6年中の収入や経費をまとめた帳簿など
- 上記以外の収入がある方は支払い額が分かるもの

※個人で営業・農業・不動産収入がある方や医療費控除を受ける方は、必ず帳簿や明細書を作成のうえ、持参してください。整理していない方は、再来庁をお願いする場合があります。

## ▶控除関係

- 生命保険料(一般生命・個人年金・介護医療)、地震保険料の控除証明書
- 医療費控除の明細書  
医療費控除を受ける方は、事前に「**人ごと・病院(薬局)ごと**」に分け、明細書を作成のうえ提出してください。医療費控除を受ける場合、医療費などの領収書は5年間保存が必要です。
- ※医療費控除とは、支払った医療費が戻る制度ではありません。市県民税が非課税になる場合や給与・年金などから所得税が引かれていない場合は、医療費控除を申告しても還付は発生しません。
- 障がい者手帳・療育手帳など
- 令和6年中に納めた国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、任意継続保険料納付の領収書など  
※国民年金保険料の納付額証明書は、白河年金事務所へ交付してもらうことができます。  
☎白河年金事務所 ☎4161
- 寄附金(愛の基金・各団体への寄附など)の領収書  
※ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けている方は、寄附金控除もあわせて申告が必要です。

※税務署からの指導により、確定申告の方はe-Tax(電子申告)での受付となります。

**NEW**

**事前予約** 申告相談は当日の受付順で案内します。混雑状況により待ち時間が発生するため、事前予約が便利です。

- ▶スマホなど 市ホームページを確認のうえ、予約フォームより予約してください。
- ▶その他 税務課、各庁舎地域振興課窓口にお越しください。 ※電話予約不可

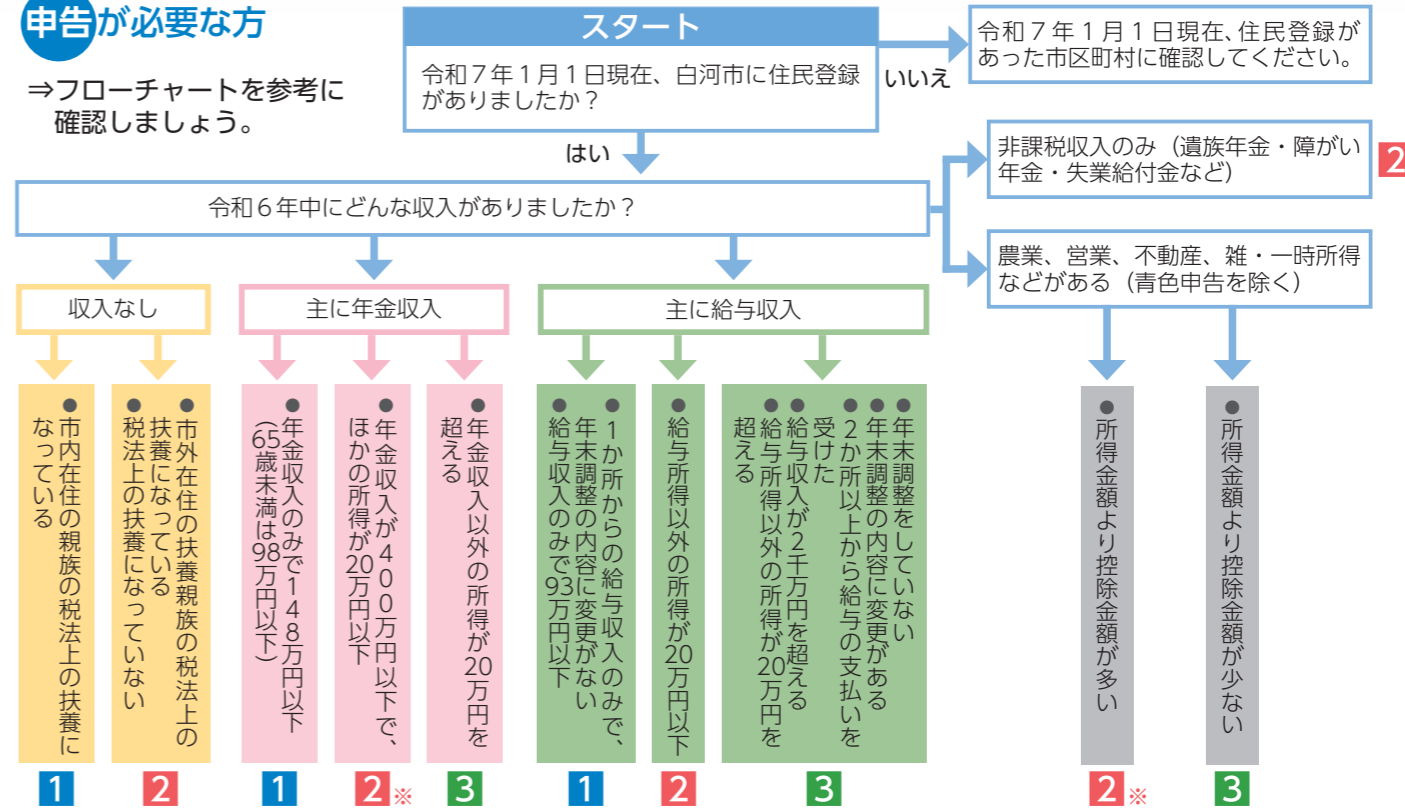


## 注意

- 市に課税情報がないと不都合が生じます。収入状況を確認して、申告をしましょう。
- 申告をしないと…
  - ◇所得課税証明書・非課税証明書の交付ができない。
  - ◇国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の軽減判定が受けられない。
  - ◇介護保険料が正しく算定されない。 など

## 申告が必要な方

⇒フローチャートを参考に確認しましょう。



## フローチャート結果

- 1市・県民税(住民税)の申告、所得税の確定申告は**不要**です。
  - 2市・県民税(住民税)の申告が**必要**です。所得税の確定申告は**不要**です。  
※給与・年金から所得税が引かれ、還付になる場合は、所得税の確定申告が必要です。
  - 3所得税の確定申告が**必要**です。
- ※市・県民税(住民税)の申告のみの場合は、なるべく市役所で申告してください。  
※給与所得や公的年金収入以外に、20万円以下の所得(不動産所得、個人年金収入など)がある場合は、市・県民税(住民税)の申告が必要です。

※このフローチャートは一般的な事例です。当てはまらない事例や記載されていない事例もありますので、ご不明な点は税務課市民税係にお問い合わせください。

## 確定申告は スマホからがおすすめです！

スマホとマイナンバーカードをお持ちの方は、スマホを利用して国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から申告書の作成・送信ができます。



ぜひ、ご利用ください。  
☎白河税務署 ☎27111 (代表)  
※音声案内で「2」を選択



## 《白河税務署では申告書作成会場を開設します》

- 期間 2月17日(月)～3月17日(月)(土日祝日を除く)
  - 時間 午前9時～午後4時
  - 会場 人材育成センター2階(中田)
- 入場には「入場整理券」が必要で、国税庁LINEによる事前発行と会場での当日配布があります。また会場では、ご自身のスマホで申告書などを作成していただきます。スマホとマイナンバーカード(暗証番号:数字4桁、英数字6～16文字)をお持ちの方は、忘れずにお持ちください。





**お知らせ News** 物価高騰重点支援給付金

☎社会福祉課社会生活支援係 ☎5515

物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい世帯に給付金を支給します。対象の世帯には、2月下旬から順次案内を送付します。申請方法など詳しくは、広報しらかわ3月号以降で改めてお知らせします。

対象世帯	令和6年12月13日時点で本市に住民登録があり、世帯全員の令和6年度住民税が非課税の世帯
対象外となる場合	◇すでに他市区町村でこの給付金を受けている世帯 ◇世帯全員が、住民税が課されている他の親族などに扶養されている世帯 ◇租税条約により住民税が免除されている方がいる世帯
給付額	1世帯あたり3万円（1回限り） ※平成18年4月2日以降に生まれた児童が同一世帯にいる場合、児童1人につき2万円を加算
問い合わせ先	支援給付金コールセンター ☎0120-28-3285

**お知らせ News** 児童手当の申請

☎子ども支援課子育て支援係 ☎5521

児童手当制度の改正により、令和6年10月分（12月支給）の手当から所得制限が撤廃され、支給対象が18歳になった年の年度末まで拡大されました。高校生年代の子のみを扶養している方など、新たに支給対象となる方で申請をしていない方は、**3月31日までに申請をしてください。**期限を過ぎると令和6年10月分に遡っての受給ができなくなり、原則、申請の翌月分からの受給となります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

**募集 Recruit** 令和8年4月1日採用市職員採用試験（先行採用枠）

☎総務課 ☎5503

- 試験職種 大学卒程度・行政事務（先行採用枠）
- 採用予定人数 1人程度
- 受験資格 平成3年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方（学歴不問）
- 受付期間 3月3日（月）～24日（月）
- 第一次試験内容 SPI試験
- 第一次試験日 4月1日（火）～13日（日）のうち希望する1日
- その他
  - ◇当試験を受験した方は、令和7年度に実施する職員採用試験を受験することはできません。
  - ◇申し込み方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。



**お知らせ News** 都市づくりを考えるパネル展

☎都市計画課 ☎5534

「都市計画マスタープラン」「立地適正化計画」の改定作業を進めています。市民の皆さんとともに作りあげるため、都市の課題をパネルで展示し、担当者が皆さんの質問に答えます。また、アンケートも実施しますので、ご意見をお聞かせください。

《本庁舎1階 ロビー》

- 日時 2月21日（金）／午前9時～午後5時  
2月24日（月）／午前9時～正午  
2月25日（火）／午前9時～午後5時

《表郷庁舎1階 ロビー》

- 日時 2月28日（金）／午前9時～午後5時  
3月1日（土）／午前10時～午後5時

《大信地域市民交流センター ひじりん館》

- 日時 2月19日（水）・20日（木）／午前9時～午後5時

《東庁舎1階 スペース》

- 日時 2月26日（水）・27日（木）／午前9時～午後5時

**お知らせ News** しらかわスポーツ祭2024結果

☎市スポーツ協会事務局（中央体育館内） ☎8655

今年度より名称が変わり、新たなスポーツイベントとして実施されました。全21種の競技が行われ、昨年より多い1,411人の方が参加しました。

●町内会ポイント総合順位（全115町内会）

順位	町内会名	ポイント
1位	第一区	342.0P
2位	旭町	242.4P
3位	みさか	143.3P

●参加率（町内会の人数に対する参加者数の割合）

順位	町内会名	参加率
1位	第一区	15%
2位	向寺	12%
3位	旭町	10%



**お知らせ News** 令和7年10月下水道使用料改定

☎下水道課 ☎0910

下水道は、皆さんの快適な暮らしや良好な水環境を保つために、欠かすことのできないインフラの一つです。下水道事業の健全な経営を維持し、持続的なサービスを提供するため、10月分の使用料から新料金を適用します。

皆さまにはご負担をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



●汚水量別使用料（1か月分・消費税込み）

汚水量 (m <sup>3</sup> )	現行 (円)	改定後 (円)	現行差 (円)
10	1,265	1,408	143
20	2,838	3,157	319
30	4,499	4,994	495
50	7,997	8,866	869
100	17,402	19,316	1,914
200	37,972	42,086	4,114
500	105,952	117,656	11,704
1,000	229,702	255,156	25,454

※次の単価表をもとに使用料を計算しています。

●下水道使用料単価表（1か月分・消費税込み）

使用料区分	現行 (円)	改定後 (円)
基本使用料 (10m <sup>3</sup> まで)	1,265.0	1,408.0
超過使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	11～20	157.3
	21～30	166.1
	31～50	174.9
	51～100	188.1
	101～200	205.7
	201～500	226.6
501～	247.5	



# 二十歳の集い

1月12日／コミネス大ホール



受賞おめでとうございます

## ふくしまふるさとCM大賞 県知事賞

## 県社会福祉協議会 会長ボランティア功労賞



12月20日、福島放送の早川源一<sup>はやかわげんいち</sup>常務取締役より表彰状の伝達が行われました。

「実際に白河市を訪れて、ラーメン店を回ってみたいと思えるようなCM」との評価を得て受賞したものです。CMはこちら▶



12月20日、表郷ボランティアネットワークの沼田浩一<sup>ぬまたこういち</sup>理事長らが報告に訪れました。

「生まれてきてよかった、住んでいてよかった」と実感できる地域にするために、日頃から行ってきたボランティア活動の功績が認められたものです。